

植民地期朝鮮における親日派の民族運動

——朴勝彬の自治・文化運動を中心に——

三ツ井 崇

0. はじめに

本稿は、植民地期朝鮮の知識人について論じるものである。「対日協力政権とその周辺」という主題を意識するならば、日中戦争期以降の朝鮮知識人の「転向」や対日協力について論じるのが一般的であろうと思う。

しかし、本稿が対象とする時期は、1920年代以降のことで、どちらかというところ戦時期に至る前提の時期を本稿は論じることになる。言うまでもなく、日中戦争期の「親日」知識人も、それ以前からずっと「親日」的であったわけではなく、むしろ1920～30年代前半にかけて民族運動・社会主義運動などにかかわってきた人物も多い。本稿では、戦時期における「親日」的言動はそれ以前の活動や言説と比べたとき、どのような特徴を持つのか、という点について考えたい。それは、弁護／非難といった次元を超え、朝鮮知識人が植民地期における時代の変遷にどのように対応したのかを跡付ける極めて歴史的分析の作業でもあろう。その意味で、「対日協力政権とその周辺」という主題が想起させる時代と本論の対象時期が少しずれていることに対し、了解を願いたい。

本稿で注目する知識人は、朴勝彬（1880～1943年）という人物である⁽¹⁾。朴は、1880年、江原道鉄原に生まれ、本貫は全羅道潘南で（潘南朴氏）である。科挙を受けたが合格はしなかったもようで、判任官試験に合格し、1897年から大韓帝国外部（外交担当省庁）に事務官として勤務する。その後、西洋留学を夢見たが、1904年に日本に留学する。留学中には、朝鮮人留学生団体の役員として活動し、帰国後は、郷里江原道を基盤とする

(1) 朴勝彬に関する詳細は、三ツ井崇『朝鮮植民地支配と言語』（明石書店、2010年）を参照されたい。

愛国啓蒙運動に関与する一方、平壤地方法院検事となる。しかし、その後検事を辞め、ソウルで弁護士を開業する。

以後、弁護士としての活動の傍ら、民族運動家として、とくに1920年代以降、物産奨励運動、自治運動などに関与していく。また、教育、ハンゲル研究、生活改善運動、スポーツ奨励、物産奨励運動、政治運動などに関与した人物でもある。これらの運動は民族主義系列の運動としてとらえられるが、戦時期には戦争協力団体に関与し、創氏改名もおこなうなど「親日」的な活動をおこなった。本稿のタイトルが「親日派の民族運動」と一見形容矛盾のようになっているのは、このような時期的推移を含意したものである。また、朴勝彬の活動時期から、開化期～韓国併合～戦時期という長期間の変遷を追うことも可能である。

さて、ここで植民地期朝鮮における「運動史」に対する最近の視角について、簡単に言及しておこう。『朝鮮史研究入門』(2011年)における並木真人の整理⁽²⁾をみると、いくつかの特徴がある。一つは、「独立運動」という項目が立項されていないという点、もう一つは、「対日協力・体制内改革」を政治運動の領域としてとらえている点である。並木は、「運動を支えた思想・理論」として抵抗の思想、改良の思想、協力の思想をとらえ、「運動史」を「抵抗」や「独立」にのみ還元しないパースペクティブの試みを提示している。

実は、朴勝彬が関与した文化運動や自治運動といった運動も、抵抗・改良・協力などのさまざまな要素が複雑に絡み合うという性格を有している。そしてそのような運動にかかわった人物が、どのようにして「親日」化していくのかについて検討することが、本稿の主眼である。

1. 「親日」と「独立」のはざま—朴勝彬と自治運動—

1920年代以降、朴勝彬は朝鮮語研究に邁進する一方、教育、物産奨励運動、自治運動、体育奨励運動などの多様な活動に従事した。ここではとくに自治運動に関与した事実に焦点を当ててみたい。

(2) 並木真人「植民地期—民族運動・社会運動史」朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』名古屋大学出版会、2011年。

金東明は、三・一独立運動（1919年）を期とした「武断政治」から「文化政治」への転換を背景とする政治運動の高まりのなかで、三・一運動に反対の立場を取り、日本国民と同一の権利付与を主張する「同化型協力」運動、自治運動や朝鮮議會設置運動などの「分離型協力」運動、そして抵抗運動へと類型化した⁽³⁾。「同化型」と「分離型」は、前者が日本の統治が永久に続くことを前提としているのに対し、後者は日本の統治を一時的に認定するものであるという点で差異を持つ。以下で扱う自治運動は後者に属するが、一時的とはいえ日本の統治政策を認定するものであったこともあり、民族／反民族、反日／親日の二分法のなかで、歴史的評価が揺れている⁽⁴⁾。

では、朴勝彬のかかわった自治運動について詳しくみてみよう。朴勝彬が1924年1月に崔麟、金性洙、宋鎮禹などと一緒に自治運動団体である研政会の発足計画に関与し⁽⁵⁾、結局、この計画が周囲の強い反対で挫折してしまったことは有名な事実である。少なくとも植民地当局の側においては、朴勝彬は「独立宣言ノ三十三名系其他ノ民族主義者ト気脈ヲ通」ずる人物の一人とみられていた⁽⁶⁾。これは、おそらく三・一運動の民族代表の一人であり、天道教（東学の後身）の幹部であった崔麟とのつながりも関係していよう。

しかし、朴勝彬はそれ以前の三・一運動直後にすでに活動を開始していた。朴は1919年7月16日から「東上七人組」の一人として日本に渡り、国民新聞記者である阿部充家の斡旋で、永井柳太郎、吉野作造、田中義一、島田三郎、英親王垠、宇佐美勝夫、床次竹二郎、加藤高明、野田卯太郎、原敬を訪問し、意見書を提出している。この意見書では、「朝鮮人ヲシテ一切朝鮮統治ニ参与セシメサリシコト」、「朝鮮人ニ対シ其ノ生存ヲ維持ス

(3) 김동명 『지배와 저항, 그리고 협력' 식민지 조선에서의 일본제국주의와 조선인의 정치운동』 서울: 경인문화사, 2006年。

(4) 同上書、93頁。

(5) 「独立運動終熄後ニ於ケル民族運動ノ梗概」（1927年1月、『齋藤実関係文書』国立国会図書館憲政資料室、所蔵番号95-16）、大正13年4月22日京鐘警高秘第4669号ノ2「崔麟ノ弁明ニ関スル件」（京城鐘路警察署長発京城地方法院検事正宛）。また、1926年秋に再興しようとした（大正15年9月17日京鐘警高秘第11479号「社会運動ノ変転情況ニ関スル件」京城鐘路警察署長発京城地方法院検事正宛）。

(6) 同上、大正15年9月17日京鐘警高秘第11479号「社会運動ノ変転情況ニ関スル件」。

ルニ必要ナル教育ヲナササリシコト」を批判し⁽⁷⁾、「日本内地延長トシテノ同化策」は「現在ニ於ケル朝鮮ノ事情ニ照シテ研鑽スレハ余リニ不適切」であるとする⁽⁸⁾。そして、「朝鮮ヲ日本ト同一視シテ朝鮮人ト内地人トニ対シ絶対的の公平ノ取扱ヲ為セハ朝鮮人ノ為メ甚タ利益ニシテ不満ヲ抱クノ理無カルヘシト云フ論者アルモ是ハ皮相ノ見解ニ過キザルモノナリ」⁽⁹⁾と同化主義を批判する。「[……]日本人ハ治者ニシテ強者ナリ朝鮮人ハ被治者ニシテ弱者ナルカ故ニ公平ハ到底実現シ難キコトナリ又社交上ニ於ケル差別的待遇モ右ト同一ナル理由ニ由リ之ヲ絶対ニ除去スルコトハ不可能ナリ」⁽¹⁰⁾として、前提となる支配—被支配の序列関係のなかで「内地延長」が「公平」を保障しないことを看取しているのである。そして、その代替策として次のような提言がなされる。

翻ツテ朝鮮人ヲシテ朝鮮ヲ治メシムル大方針ヲ確立スレハ以上開陳シタル欠陥ヲ避クルコトヲ得テ朝鮮人中穏和派ノ大部分ハ之ニ賛同シ是ヲ標榜トシテ朝鮮人ノ排日思想ヲ融和シ尚ホ自立ノ精神ヲ励マシテ向上発達ヲ促スコトヲ得ヘク且此方針ヲ確立スレニ於テハ朝鮮人モ日本カ朝鮮民族ヲ発達セシメ共存同栄ノ策ヲ取ル真意アルコトヲ了解シ之ニ対シ感謝ノ念ヲ懐キ依リテ両民族ハ精神的ニ実質的ニ融和結合シ得ヘキコトハ自明ノ理ナリ⁽¹¹⁾

この意見書の文脈で判断する限り、「治者」＝日本人、「被治者」＝朝鮮人という序列関係を当面前提にしながらも、朝鮮人の「自立ノ精神」の発達を促すことが目的化されている。自治運動全般の評価について言えることだが、この部分の歴史的評価が極めて複雑なのである。ここで、一刀両断に評価を下すことはできないが、この7人の自治請願行動について、どのような反応があったのかを手がかりとして、朴勝彬らの自治運動が持つ

(7) 「高元勲外六名の意見書」近藤鈿一編『万才騒擾事件（三・一運動）(2)』〔朝鮮近代史料・朝鮮総督府関係重要文書選集(10)〕財団法人友邦協会、1964年、117～118頁。

(8) 同上資料、120頁。

(9) 同上資料、121頁。

(10) 同上資料、121～122頁。

(11) 同上資料、123頁。

性格について考えてみよう。まず大韓民国臨時政府の機関紙『独立新聞』で次のような記事がみられることに注意したい。

諸新聞に掲載されたとおり、朴勝彬李基燦等数名は宇佐美〔勝夫〕の手足となり、日本に渡って行って怪異な自治説を主張するも、日本では国内問題に奔忙して接受せず、先日、帰国し、さらに斎藤〔実〕一行の歓迎を準備中にあるという。⁽¹²⁾

また、サンフランシスコの大韓人国民会の機関誌『新韓民報』でも、のちに「醜悪な弁護士は無理」という見出しで同様の批判がなされている⁽¹³⁾。いずれも自治説のどの部分を一番問題視しているかは明確ではないが、植民地支配における支配―被支配の序列関係を根本的に転覆させるものでないという点が問題とされたのであろう。完全独立を志向する立場としては、自治運動は許容できない行為であるということになる。

一方、1919年8月1日の原敬首相の日記では、次のようにある。

朝鮮人沈天風〔沈友燮〕、李基燦其他数名来訪、総督政治に付従来の失政を挙げて朝鮮人の憤慨已むを得ざることを述ぶるに付、余は今回官制を改革して其弊風を一掃すべしと云聞せたり、又彼等は朝鮮は朝鮮人をして治めしめよとか、朝鮮議會を作れとか云ひたるも、余断然其趣旨は合併と相容れざるものにて即ち独立を望むものなり、合併の今日に於ては朝鮮人内地人何等区別あるべからず、地方自治の如きは別として朝鮮人も相当の時機には帝国議会に列するを要す、官吏の如きも内地にも朝鮮人を登用すべく其間に区別あるべからずとの趣旨を明瞭に論旨したり。彼等は野田〔卯太郎〕、田中〔義一〕等にも会见し、殆んど同様の意思を聞きたりと云ふ。⁽¹⁴⁾

(12) 「妖弁護士等の自治運動」『独立新聞』1919年8月26日付。

(13) 「추악한 변호사의 무리」『新韓民報』1919年10月2日付。

(14) 原奎一郎編『原敬日記』第5巻、福村出版、2000年、124頁。〔 〕および傍点は引用者による。以下同じ。

朴勝彬らの自治論は上のような反応を受けて、賛同を得られなかったということになる。同8月28日付『大阪毎日新聞』の「朝鮮の最近思想界(上)」をみると、朴勝彬が自治論の代表者のように扱われていて、彼の主張が次のように要約・紹介されている。

朝鮮には朝鮮の歴史並に国民性あり朝鮮民族の感情は大和民族の感情と必ずしも一致するものではない、我々は朝鮮民族の心理状態は決して日本に同化するものでないと確信する、既に同化しないとの確信を前提として、我々は朝鮮民族の幸福のために朝鮮の事を朝鮮人に委せて貰ひたい、具体的に云へば聯邦の形式に於て朝鮮に自治を許して貰ひたい、夫れも今直ぐにと云ふので無い、数年の後或は十数年の後でも宜しい、要するに政府が適當と認むる時期に於て実現すれば可い、斯うして現下の荒立てる人気を鎮めよと主張するのである、同化しない民族に向つて如何に同化を強ふるとも夫れは無効である、畢竟失敗を繰返す許りだ、同化政策の失敗の反復は日本の不利益であると同時に我々朝鮮人の堪へ難き不幸であると⁽¹⁵⁾

さらにこの記事は、次のような文言で結ばれる。

而して此主張に対しては朝鮮の智識階級に於て共鳴者が多いのみならず内地の識者中にも同意者があると唱えて居る。併しながら斯の如き自治の要求は終に独立に到達すべき一段階を攀んとするものであると推察しても朝鮮の現状を熟知するものは必ずしも否定し得ないであろうと思わるるのである、朴勝彬等の東京に於ける運動が内地識者の同情を得なかつたのは当然であらねばならぬ、而も彼等の「朝鮮自治」

(15) 「最近の朝鮮思想界(上)」『大阪毎日新聞』1919年8月28日付。一つ留意しなければならないのは、ほぼ同文の記事が同日の『東京日日新聞』にも掲載された事実である。ただし、こちらは「朴勝彬等の東京に於ける運動が内地識者の同情を得なかつた」ことについての記述が一切存在せず、また、見出しが「新日本主義」となっていて、日朝両民族の「合体」をいう関元植の首長に重点を置く意図がみられる点で、『大阪毎日新聞』の記事とは少し異なる(「新日本主義一名新朝鮮主義—朝鮮思想界の三つの流れ—(上)」『東京日日新聞』1919年8月28日付)。

の主張に対してさえ一派の不逞の徒は批難攻撃を加え果は脅迫状を寄するの有様であるという、以て民心の趨向が察知せられるではないか⁽¹⁶⁾

ここでも、原敬の認識と同様、「斯の如き自治の要求は終に独立に到達すべき一段階を攀んとするものである」としており、「朴勝彬等の東京に於ける運動が内地識者の同情を得なかつたのは当然であらねばならぬ」とあると評価する。この記事では、「朝鮮最近の思想界」を「独立を希望する不逞の思想」、「朝鮮の自治を要望する朴勝彬一派の思想」、「日本統治の下に朝鮮の文化を希望する閔元植一派の思想」と3つの潮流に分別するが、先述のとおり、「自治の要求は終に独立に到達すべき一段階を攀んとするもの」であるという点で、「自治」は将来的な「独立」につながるというものであった。もう一つ、1919年10月18日付の高等警察資料「(秘) 京城民情彙報 民心ノ傾向」では、次のような記述もある。

崔鎮、朴勝彬、安国善、沈^{ママ}宜性、李基燦等ハ表面中立ヲ標榜シ居ルモ其裏面ハ全ク独立派ニシテ陰ニ陽ニ之カ実現ニ付後援シ且期待シ居レリ而シテ彼ラノ主張スル所ハ言論集会出版ノ自由ヲ叫ヒ此ノ機関ニ依リテ同志ヲ叫合シ一大団体ヲ形成セムトス然レトモ斯クテハ官憲ノ取締嚴重ヲ加ヘ行動ニ支障ヲ来サンコトヲ慮リ表面物産奨励株式会社ヲ組織セムトシ目下運動中ニアリ

尚ホ右朴勝彬、及李基燦ハ曩ニ高義駿一派ノ主義即チ自治派ニ共鳴シ其目的実現ノ為東上シタルコトアリシモ鮮人ノ多クハ高義駿等ノ主唱スル自治運動ハ俄ニ実現スヘキモノニアラスト批難スル者アリ旁々将来ノ地位ヲ顧慮シ俄ニ初志ヲ翻シ独立派ノ崔鎮一派ニ附随スルニ至レルモノナリ⁽¹⁷⁾

(16) 同上。

(17) 大正8年10月18日高警第26490号「(秘) 京城民情彙報 民心ノ傾向」(密第102号其520)、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C06031116900、大正8年乃至同10年共7冊其4、朝鮮騒擾事件関係書類(密第102号情報共3内其1)、陸軍省(防衛省防衛研究所)。

朝鮮内では民族主義妥協派の運動とみられていた朴勝彬らの活動も、このように当局側には「独立」につながるものとしてとらえられたようだ。もっとも、「独立派ト自治派トノ間ニハ一部了解サレ居ル点アルカ如キ」⁽¹⁸⁾としていることから、国家の独立を願う臨時政府のような立場とは異なるものであるし、その後も研政会計画への関与などをみてもわかるとおり、朴勝彬が「自治」を指向したことは間違いない。むしろ重要なのは、原敬が日記で「彼等は朝鮮は朝鮮人をして治めしめよとか、朝鮮議會を作れとか云ひたるも、余断然其趣旨は合併と相容れざるものにて即ち独立を望むものなり」と記したり、研政会復活計画に際して治安当局側が「独立宣言ノ三十三名系其他ノ民族主義者ト気脈ヲ通」ずると判断したりしたことから、朴勝彬等の言う「自治」が「独立」につながりうる動きとしてとらえられていたということである。このようにしてみたとき、臨時政府や大韓人国民会などの独立運動団体からみた評価と日本当局側がみた評価がまったく分かれてしまうところに、朴勝彬のかかわった自治運動の性格があらわれている。

1922年10月中旬に日本人議員3名によっておこなわれた朝鮮民情視察の報告書では、朴勝彬の見解が「現在に於ける朝鮮統治の政策には何れの方面を問はず総て誠意を認める事が出来ない。言ふ迄もなく日本の朝鮮に対する政策如何は直に之れ朝鮮人全体の死活の分岐点となるのである」と要約・紹介されているが、これを先の『大阪毎日新聞』で紹介された朴の主張と合わせて考えると、朴にとって「自治」問題とは、「死活」問題としてとらえられていたのであろう⁽¹⁹⁾。

このことを踏まえ、朴勝彬の次の発言に注目してみたい。

朝鮮人の急務は〔……〕精神上においても、物質上においても、急

(18) 同上資料。

(19) 同光会本部『衆議院議員朝鮮民情視察報告』(1923年2月)近藤銀一編『万才騷擾事件(三一運動)(2)』[朝鮮近代史料・朝鮮総督府関係重要文書選集(10)]友邦協会、1964年、74頁。ちなみに、三人の代議士とは、上塚司(政友会)、荒川五郎(憲政会)、副島義一(無所属)である。また、10月18日夜、京城明月楼でおこなわれた彼らに対する歓迎会の発起人代表が朴であったことを付記しておきたい(「환영석상에서 대쇼란」『新韓民報』1922年11月30日付)。

務でないものはないが、わたくしは、何よりもまず、朝鮮人の手で政事をおこなう権利を握らねばならないと考えております。教育をおこなうにしても、産業を振興させるにしても、朝鮮人の手で政権を握らねばなりません。〔……〕 実に現在の朝鮮人経済界は、きわめて危険な時期で、これをいくらかなりとも耐え抜いていこうと方法を研究するならば、政治の力で土産を奨励し、経済的に独立しなければならず、そして、朝鮮人が互いにさらなる団合〔＝団結〕を鞏固にすることであり、〔……〕 朝鮮人が将来生きていこうとするならば、われわれの団合を鞏固にしたあと、どのような形式であれ、政権を持たなければならぬのです。(20)

後段で指摘されている「経済的」な「独立」は、彼の物産奨励運動への関与ともつながってこよう。1919年秋には金性洙らとともに「物産奨励株式会社」の設立に関与し、物産奨励の講演活動を繰り広げていた。また、1928年時点で「朝鮮物産奨励会」の理事を務めていた事実も確認される。そして、根本として重要視されているのが、「朝鮮人の手で政事をおこなう権利を握」ることであった。しかし、先にみたとおりその「自治」さえも日本側にとってみれば独立につながりうる危険な思想ともとられたのである。言うまでもなく朝鮮の現実には「自治」の権利さえ得られない状況であった。朴勝彬はその「政権を握」るために、「われわれの団合を鞏固に」する必要があるという。では、彼の言う「団合」はどのようにして遂げられるものなのであろうか。その手段の一つが生活改善運動であり、その一環としての言語問題の解決であった。

(20) 朴勝彬談「經濟獨立 데일문 데는정권 (新生을追求하느朝鮮人一現下急務는何인가—)」『東亜日報』1922年4月1日付。引用文中の傍点は引用者による。以下同じ。

2. 「民族」の「団合」というキーワード

—朴勝彬の言語運動—⁽²¹⁾

(1) 「民族」のあり方と言語問題—啓明倶楽部を中心に—

朴勝彬の言語観を端的にあらわすものとして、彼の著作『朝鮮語学』の序文の次の一節がしばしば注目される。

ある民族の言語は、その民族と盛衰をともしするものである。文化の高い民族は発達した合理的な言語を持ち、未開な民族は幼稚な言語を使用する。武勇な民族はその言語が堅実であり、文弱な民族はその言語が浮虚として [=不安定で] 着実でない。平等制度を尚ぶ民族は言語が普遍的に成立しており、階級制度を尚ぶ民族は言語が差別的に組織されるのである。このように、言語はその社会の実質的事物を外形に表現するのであるが、それだけではない。言語はその社会の実質的事物を誘導し牽制する役割があり、発達した言語は文化の増進を促し、幼稚な言語はこれを妨げる。堅実な言語は武勇な性格を涵養し、浮虚とした言語は之を妨げる。普遍的な言語は平等思想を助長し、差別的な言語はこれを妨げるのである。以上のように、ある社会の実質的事物と言語とは、互いに表裏をなし、その社会の盛衰に対して互いに原因と結果となるものであって、言語は民族的生活に至極重要な関係を持つのである。⁽²²⁾

この言語観をみれば、非常に明瞭な二項対立の図式であることがわかる。「民族の盛衰」と言語が一体であるとの前提で、「合理的／堅実／普遍的」な言語と「文化の高い／武勇な／平等制度を尚ぶ」民族とが、また一方で「幼稚／浮虚／差別的」な言語と「未開／文弱／階級制度を尚ぶ」民族とがそれぞれセットでとらえられている。朴勝彬にとっての言語運動とは、この両者のうち前者を指向するものであった。なかでも、ここに設定され

(21) 本章の記述は、三ツ井崇「朴勝彬の言語観とその背景・補論」（『日韓相互認識』第5号、2012年）の一部を修正・増補したものである。

(22) 朴勝彬『朝鮮語学』朝鮮語学研究会、京城、1935年、「序言」1～2頁。

るあるべき民族像を作り出すためにとられた言語改革論の一つが、児童の敬語使用奨励という問題であった。この問題に関しては朴勝彬が個人としても見解を述べているが、彼が1920年代以降に啓蒙運動の母体としていた啓明俱樂部における方針でもあったので、まずは啓明俱樂部での建議についてみていきたい。

啓明俱樂部は、1918年1月、閔大植、朴勝彬らが民族啓蒙団体として発足させた「漢陽俱樂部」の後身で、1921年に「啓明俱樂部」と改称・改組した⁽²³⁾。閔や朴のほか崔南善、李能和などの知識人が関与する形で、おもに生活改善、学術研究、古典刊行などの事業を展開し、とくに生活改善運動の例として、衣服制度の改善、二重過歳（陽暦と陰暦の正月を両方過ごすこと）の廃止、葬礼形式の改変（簡素化）、家庭内の衛生問題の解決推進、族譜廃止の提言などの活動を挙げることができる⁽²⁴⁾。

前述した啓明俱樂部の決議内容に関しては、朴勝彬個人も同様の主旨の発言をおこなっており、彼自身も実践していたようである。彼の言語観も生活改善運動の一環として形成されていたが、それは、朝鮮人児童に敬語（하오体）を使用させようという啓明俱樂部の建議にもあらわれていた。1921年5月30日付の『東亜日報』は、同5月28日に開かれた啓明俱樂部の総会について次のように報じている。

啓明俱樂部では、[……] 一昨日28日午後3時に明月館にて臨時総会を開き、過般來懸案であった第二人称代名詞用語に関する選定とその他、児童間で相敬う思想を涵養するために、児童相互間で敬語を使用させるよう教育当局者に提案を執行する等の事項を決議し、同六時半に閉会した。第二人称代名詞の呼称は「当身」という用語を使用することに決定したということである。⁽²⁵⁾

まず、この記事にあらわれる2つの言語問題についてみると、第二人称代名詞用語の選定は、元來朝鮮語には英語の“you”のようにあらゆる場面

(23) 『啓明俱樂部一覽』啓明俱樂部、京城、1936年、5頁。

(24) 同右書、7頁。

(25) 「啓明俱樂部総会」『東亜日報』1921年5月30日付。

で使用可能な語が存在しないことによるものだが、これについては、記事にもあるとおり、「当身 (당신)」を用いることに決定している。もう一つの児童相互間における敬語使用の件については、総督府学務当局に建議するほか、教育界にも強くアピールし、賛同も得ていたようだ⁽²⁶⁾。さらに、このほか姓名下の敬称語に関して、「氏 (씨)」を用いることを会で決定したりもしている⁽²⁷⁾。

さて、これらの活動は、どのような意識に支えられていたのだろうか。児童の敬語使用の問題から考えてみるに、この点について、啓明倶楽部では、「児童をして自重心を涵養せしむること」、「児童相互間に礼儀の習性を馴致すること」、「社交上、親愛の情を養成するを得ること」、「社交の道を実地に修得することを得ること」、「従前の門閥の階級制度にもとづく弊風を矯正し、人類平等の観念を助長するの効力があること」を期待していた⁽²⁸⁾。この建議に対して、『東亜日報』の社説でも、それは階級差を前提にしない道徳的観念を作り出し、「紳士の国家」を成立させるための必須要件であるとし、ひいては、経済、法律、科学などの「国家の根本」に先立って確立されなければならない「倫理的方面」の整備の一環であるとして、その意義を高く評価した⁽²⁹⁾。後年に朴勝彬もほぼ同様の五種類の項目に対して、一つ一つ解説を加えている⁽³⁰⁾。

啓明倶楽部は、この件に関して、1921年9月22日に、京城の各界名士40余名を招待する形で懇話会を開いているが⁽³¹⁾、その席上、理事の朴勝彬が「従来の朝鮮人は、いろいろと社会上の階級に縛られ、ことばにも区別があまりに多いので、どうしても互いに融和団結するという美しい結果を得られず、互いに排斥忌避する弊害を起こしてきた」⁽³²⁾と述べた。しかし、

(26) 「児童間の敬語使用—계명구락부에서 학무당국에 건의—」(『東亜日報』1921年9月25日付)、「児童敬語問題 대개는 찬성—계명구락부간화회—」(『東亜日報』1922年4月10日付)。

(27) 前掲『啓明倶楽部一覽』、18～19頁。

(28) 同上、21～23頁。

(29) 「学童間敬語使用을奨励—啓明倶楽部の建議—」『東亜日報』1921年9月25日付。

(30) 朴勝彬「朝鮮言文에 関한 要求」『啓明』第1号、1921年。

(31) このとき「学務局長以下京畿道京城府の教育行政担当者並に京城府内各普通学校、幼稚園の当務者」(朴勝彬「敬語と人格」『朝鮮の教育研究』第78号、1935年、48頁)のほか、「新聞、雑誌社の記者」(啓明倶楽部『啓明十五年』啓明倶楽部、京城、1933年、30頁)を招いたようである。

(32) 前掲「児童間の敬語使用—계명구락부에서 학무당국에 건의—」。

この問題点はなかなか解決されないと考えていたようで、のちにより具体的に次のように批判している。

児童等の遊戯を観察すれば其弊害は余りに明瞭に語露^マはれて居る。児童が互に其相手方に対し人格的待遇の観念は全然念頭に含まれず、其言は野卑、粗暴、侮蔑、圧迫の気分を忌憚なく発揮し、遂には口汚き悪口を平気に繰返し稍もすれば争鬪打擲を為すこと稀ならず此を見る者をして鬨感寒心を禁じ能はざる状況なり。〔……〕又優順^マしきことを以て其生命とも云ふ娘様達が(女子高等通学校生徒包含)互に野卑、粗暴、汚罵に渉る語彙を平気に交換することを見るときは尚更冷汗を禁じ得ざる次第なり。⁽³³⁾

児童の言語使用をめぐり、「人格的待遇の観念」と「野卑、粗暴、侮蔑、圧迫の気分」／「野卑、粗暴、汚罵に渉る語彙」との対置は、「平等」と「差別」という対立的とらえ方をそのまま反映している。この明確な二項対立のなかで、啓明倶楽部の目指すところは、従来の言語使用の慣習を否定し、言語使用の一律化(あるいは一定化)をすることで「改善」ととらえ、またそれによって「平等」を指向しようというものであった。

もちろん言語問題の解決によってのみ、「平等」が指向されたわけではない。啓明倶楽部は1928年1月に族譜刊行の慣習を排除することを決議しているが、それは、族譜刊行が「民族的団結力及民族的発展力」、「民族の平等的統一」を阻害するものだと考えていたからであった⁽³⁴⁾。

このような階級を打破し、民族が「団合」するためのいくつかの手段の一つとして言語使用の問題がとらえられていたことがわかる。

(2) 弱肉強食の論理と「普遍」／「平等」、そして「自治」

「当身」の採用にせよ、児童の敬語使用にせよ、朴勝彬の言語観からみれば、それが言語改革である限り、言語の「普遍」性を指向することを意味した。それが、人々の「平等」とそれらによって担保される民族の「団

(33) 朴勝彬前掲「敬語と人格」、49頁。

(34) 啓明倶楽部前掲『啓明十五年』、43～46頁。

合」に直結するものと考えられたことは、すでにみたとおりである。ここでいま一度、『朝鮮語学』「序文」に記された民族観を振り返ってみたい。民族の性質が「文化の高い／武勇な／平等制度を尚ぶ」と「未開／文弱／階級制度を尚ぶ」とに二分されている図式からもわかるとおり、社会進化論にもとづく優勝劣敗の思考の枠組みそのままであった。そのうえで朴勝彬は、前者の、すなわち強者の論理を指向することを求めたのである。つまり、彼の言う民族の「団合」は、そのまま強者への指向を意味したのであり、言語運動もそれを支えるために動員されたことになる。

では、このような考え方はいつごろ形成されたのであろうか。ここで、朴勝彬が日本留学期に唯一記したと思われるある記事に注目したい。それは『大韓留学生会学報』という留学生団体の機関誌に掲載された「擁爐問答」という記事である。これは署名が「学凡朴勝彬傍録」となっているが、「仮痴生」と「先憂子」という架空の人物の対話形式によって「愛国」と「開化」に関して論じた、実質的な朴勝彬の文章である。「仮痴生」の人物像については、「嘗て深山に在り春に耕し、秋に獲りて、冬にして古人の書を読み、世事の相問に与らざること今数十載に迫りしが、一友人の余を過りて余に勧むるに新聞雑誌を読むをもってする有りて、余乃ち好書の壁をもって其の言に従い一種新聞及び一種雑誌を読むを始めて茲に数月を経」⁽³⁵⁾と設定されている。そして、この「仮痴生」が「一友人」である「先憂子」に「愛国」とは何かについて尋ね、それに「先憂子」が答える形で話が進行する。ここで「先憂子」は「仮痴生」を指導する「開化」の側に立つ者として設定されている。内容を要約すれば次のとおりである。「愛」の対象は「三千里疆土を保守」し、「維一の主権を戴き」、「福利を安享する」ことができるということであり、「愛国」とはこの三者の損を憂い、その益を図ることだという⁽³⁶⁾。血統、言語を同じくする「人民」にとって、この「愛国」精神は「自然感覚」であるともいう⁽³⁷⁾。しかし、優勝劣敗の法則により強者が弱者を駆逐し、滅亡させる「国際競争」の時代にあつて、強者の長所を学び、弱者（＝自己）の短所を補充して、その競争に参与し

(35) 学凡朴勝彬傍録「擁爐問答」『大韓留学生会学報』第2号、1907年、22頁。

(36) 同上資料、23頁。

(37) 同上。

なければいけない、それがまさに「開化」だというのである⁽³⁸⁾。まさに、強者が弱者を滅ぼす優勝劣敗の「国際競争」の時代に、強者の長所を学び、その競争に参加しなければいけないとした、この「開化」のとらえ方こそ先にみた言語・民族観の原型ではないだろうか。すると次に問題になるのは、朴勝彬（あるいは啓明倶楽部）が、言語問題のどこに強者の長所を見出したのだろうか。朴勝彬は児童の敬語使用について、あるエピソードを紹介する。それは、自身が福岡に滞在したとき、ある「老嫗」が児童に話しかける語調がとても丁寧で、その場面をみた彼は、「人類社会の美德を深く感ずると同時に、我が朝鮮社会の遜色があることを悲痛」したという⁽³⁹⁾。

これが、児童敬語使用問題の直接の因果関係を持つものなのか、後付けのエピソード紹介なのかという問題は別としても、まず重要なのは強者の長所を日本にみいだしているという構図である。そして、さらにその日本の「長所」が「人類社会の美德」という「普遍」的価値と結びついているところに注意する必要がある。つまり、「擁爐問答」で示された論理に従えば、児童敬語使用問題は、日本的な言語生活のなかに強者の長所と「普遍」を抽出し、それを朝鮮に移植することによって、優勝劣敗の法則にもとづく「国際競争」へ参与することを意味した。そのことは究極的に日本を含む帝国主義列強に伍していく存在になることを意味するのであり、ここに、「朝鮮人の手で政事をおこなう権利を握」ることの意味が前景化してくるわけである。しかし、植民地下において朴勝彬は「聯邦の形式」における「自治」を主張するのであり、「擁爐問答」のときに国家としての独立を主張したのとは必ずしも一致していない。しかもその「自治」さえも実現していない状況において、彼はその原因を「団合」できない民族の性質＝「未開／文弱／階級制度を尚ぶ」に求めた。先の「擁爐問答」では、「仮痴生」の「然らば則ち君の愛国の目的は何時達すべきや」との問いに

(38) 同上資料、24頁。

(39) 朴勝彬前掲「朝鮮言文에 関한 要求」、16～17頁。

対し、「先憂子」は断指事件⁽⁴⁰⁾に対する「国民」の共助に「国民相愛心の発展」を、国債報償運動⁽⁴¹⁾に「国民独立心の発展」を、国内に学校が多く設立され、「薙髪染服して」旧習にこだわらないことに対して「国民新進心の発展」を、そして、アメリカ、日本に朝鮮人団体ができ、朝鮮内の各学会と連絡することに対して「国民団結心の発展」などをそれぞれみいだそうとしている⁽⁴²⁾。つまり、併合前の時期においてはまだ存在した「国民団結心」の欠如を現在にみいだしたことになる。生活改善運動とその一環としての言語改革はそのような民族の性質の「改革／改善」という文脈のなかにおかれることになったのである。

(3) 「政権」なき教育—言語運動の限界—

啓明倶楽部は、先にみたとおり児童敬語使用問題などについて、学務局に建議したり、懇話会に行政関係者を招待していた⁽⁴³⁾。これらの事業を朴勝彬自身も教育行政の場を借りて実現することを望んでいたことは、彼の次のような発言からもわかる。

現在の教育制度上学校内に於ける課目としては朝鮮語は其分量に於て又其教育方法に関して軽く扱はれて居るものと云ふべし。然れども児童並に少年生徒の品性教育に関しては其者等が朝鮮語を常用する生活を為し居る関係上之を等閑に付することは不可能の事柄なり。⁽⁴⁴⁾

しかし、朴勝彬はかつて教育をおこなうために「朝鮮人の手で政事をおこなう権利」の必要性を説いていた。そうすると、総督府権力に頼る彼の上のような考え方は一見矛盾しているようにも思われる。彼は、「文盲退治」のための具体的な対策に関するインタビューで義務教育実施の必要性を主

(40) 1907年1月に起きた、天道教が派遣した留学生のうち、21名が小指の一節を切って血判を押し「為学声明書」を出すという事件。これは、天道教からの学費支給が中断されるや苦境に陥った学生たちが、「賤役労働をしながらでも」学業を続けることを誓った行為であった。この事件に対し、各留学生団体は彼らを支援する動きをみせた。

(41) 1907年に起きた日本借款を募金により返済しようという運動のこと。

(42) 学凡朴勝彬傍録前掲「擁爐問答」、26～27頁。

(43) 注(31)参照。

(44) 朴勝彬前掲「敬語と人格」、49頁。

張したが、「今の朝鮮は、為政と民衆が、お前と俺 [といた式に] 分かれてい」るため、「結局われわれとしては方法がな」いと絶望していた⁽⁴⁵⁾。このことは、教育の自治の前提となる「朝鮮人の手で政事をおこなう権利」がないからである。つまり、「朝鮮人の手で政事をおこなう権利」がない＝「方法がな」い状態で、その「政権」を得るための民族の「団合」を成し遂げるためには、総督府権力による教育の場を借りるしかないという構造的矛盾に陥ってしまうのである。これこそは、朝鮮人に対する政治的権利の不在ゆえに、言い換えれば、自治運動の挫折ゆえに味わわざるをえなかった絶望以外の何物でもなかった。

3. 末路

朴勝彬や啓明倶楽部の生活改善運動の論理は、1930年代以降、とりわけ農村振興運動以降に展開された官製の生活改善運動へと呼応していくことになった。誤解のないように言えば、朝鮮知識人の生活改善運動の論理と総督府のそれとはともに近代主義イデオロギーを土台としている点で、符合せざるをえなかったのであり、この点に関しては、ほぼ通説的な理解といえる。しかし、そのことにより、生活改善の主導権が総督府に移ることになり、民族の「団合」を目的とする朝鮮人の運動とは性格を異にすることになった。とりわけ日中戦争期以降の「内鮮一体」化は朝鮮民族の「団合」を放棄することを余儀なくさせたのである。

ここで、総合雑誌『三千里』第10巻第5号（1938年）に掲載された「総督会見記」の記事をみてみたい。これは、記者の問いかけに対する啓明倶楽部理事朴勝彬の受け答えであるが、僕が南次郎朝鮮総督を尋ねたときのようなすについて朴が答えたものである。その様子を引用してみる。

問＝先生がこの前の金曜日に南 [次郎] 総督を訪問されたことはありませんか？

答＝そうしました。

(45) 「文盲退治の 實際的方案如何」『東亞日報』1927年1月6日付。

問＝そのときにおっしゃった意見の内容をお話しくださればと思うのですが。

答＝いいえ、その日わたしが行ったのは、何か要望する事項にあたり意見を言いに行ったものではありません。以前、啓明倶楽部総会でこのたび実施されるようになった教育機関拡張および改善に関することと志願兵制度に関することについて理事中二人が総督に表せよという決議があって、その日、総務理事趙東植氏とわたし（理事）と二人が総督を訪問して、その決議された内容を伝えただけです。[……]

問＝それ以外にも多くの談話があったものと推想されます。どうですか？

答＝推想はご自由にどうぞ。そのほかに談話というのは、総督の啓明倶楽部はどんな団体なのかという意味のお尋ねに対して、朝鮮人の生活改善を目的とする団体で、設立されてから20年を超えましたが、その間にいろいろと決議したことがあったと答えて、その決議された事項中には官の用力によって近く確実に実行される事項もあると。例えば陽暦実行を断行するために各市日を陽暦の日付で試行するように総督府に建議したことがあります。今年中にはそれが実現されたし、また色衣奨励に関しても18年前にそれを決議しましたが、最近では着々と実現されるようになったと。そのように官の為政方針で本倶楽部の決議事項が着々実現されることには感謝の意を表す、と言いました。啓明倶楽部は生活改善に貢献することが使命であり、政治に関しては全然関係しない団体であることを述べました。⁽⁴⁶⁾

ここでは陽暦の実行や色衣奨励などかつて啓明倶楽部が主張していた内容が実現されたことが触れられている。啓明倶楽部の建議ゆえに実施されたかどうかは別として、ここに生活改善運動の呼応関係をみてとることもできよう。そして、「啓明倶楽部は生活改善に貢献することが使命であり、政治に関しては全然関係しない団体である」と表明したとのことであるが、事実、啓明倶楽部自体の性格としてはそうなのだが、かつて生活改善運動

(46) 朴勝彬「生活改善問題」『三千里』第10巻第5号、1938年。

が民族の「団合」、そして朝鮮人が政治的権利を得ることとつながっていたことを考えるならば、もはや政治運動の領域を切り離してしか、生活改善運動の成果は主張しえなかったことになる。言い換えれば、生活改善実現の代償として、その先にある目標を捨てざるをえない段階に入ってしまったのである。

この後、朴勝彬は他の啓明倶楽部のメンバーとともに、戦争協力への道を歩むことになる。1941年に発足した朝鮮臨戦報国団に評議員として関与することになる⁽⁴⁷⁾。この団体は翌年には解消してしまうのだが、次のような綱領を有した。

- 一、吾等は皇国臣民として皇道精神を宣揚し、思想の統一を期す
- 一、吾等は戦時体制に即し、国民生活の刷新を期す
- 一、吾等は勤労報国の精神に基づき、国民皆労の実を挙げんことを期す
- 一、吾等は国家優先の精神に基づき、国債の消化、貯蓄の励行、物資の供出、生産の拡充に邁進することを期す
- 一、吾等は国防思想の普及を図るとともに、一朝有事の際に義勇防衛の実を挙げんことを期す⁽⁴⁸⁾

「国民生活の刷新」、「国民皆労の実」、「貯蓄の励行」といったことばが並ぶが、これこそまさに生活改善運動のなかで唱えられたものであった。つまり、この限りにおいては、朴勝彬らがこのような団体に参加することも、これまでの生活改善運動の論理の延長線上にあるといえる。しかし、ここに至って、生活改善の論理は、かつての民族「団合」から「皇民化」を支える論理へと変貌してしまい、自治論の時点からみてもはるかに「後退」してしまった。果たして、朴勝彬が克服せねばならないといった「弱者」の状態は解消されたのであろうか。かつて彼が切実に訴えた「朝鮮人全体の死活」の問題は解決されたのだろうか。戦時期の朴勝彬の発言が少ないうえに、1943年10月に死を迎えてしまい、この問いに対する朴勝彬

(47) 『毎日申報』1941年10月23日付。

(48) 同上。

の答えを聞くことはできない。

4. 結びにかえて

以上、朴勝彬という、民族運動史上ではあまり俎上に上らない（その割に名前はよく出てくるのだが）知識人の政治・文化運動の性格について試論を展開した。朴勝彬の関与した自治運動の性格からもわかるように、運動の当事者、朝鮮総督府・日本政府、独立運動家たちの間で認識がずれていた。とりわけ、日本政府や独立運動家たちの間の相反する評価は、当時の自治運動が置かれていた微妙な位置づけをあらためて確認することができた。しかし、朴勝彬の思想や活動を探る限り、民族の「団合」と朝鮮人の政治的権利の獲得という一貫した態度がうかがわれた。しかし、生活改善運動の主導権が総督府に完全に移り、戦時期に至るや、上記のような政治性を放棄せざるをえなかった。ここに生活改善運動の先に見据えた根本の目的が失われることになり、運動は挫折をみざるをえなかった。果てには、生活改善の論理を追い、戦争協力をするまでに至る。その意味では、朴勝彬の生涯に生活改善の実現という一貫性と「自治」の放棄という変容が同時にみられることがわかる。

従来、朝鮮知識人の挫折の回路については、思想「転向」の側面がしばしば語られてきたが、朴勝彬の場合は、戦時期におけるドラスティックな「転向」というよりは、併合以前～三・一独立運動～日中戦争以後の時間の流れのなかで、植民地支配の構造的矛盾につきあたり、目的を徐々に失っていく過程にあったとみることができる。冒頭で「親日派の民族運動」というタイトルが形容矛盾であると指摘したが、朴勝彬にとって、「親日派」と「民族運動（民族主義）」というのはそれぞれ異なった時期の彼の姿を言い表したものである。時期によってその位置を異にしているだけのことである。そして、おそらくこのような知識人が植民地期朝鮮において溢れていたのではないかと推測される。本稿は、植民地朝鮮知識人論を豊かにするための一つのケーススタディにすぎない。

要旨

植民地期朝鮮における親日派の民族運動

——朴勝彬の自治・文化運動を中心に——

The Character of the Movements for Autonomy and Culture by *Pak Seung-bin* under Colonial Korea

三ツ井 崇

植民地期朝鮮の知識人について、日中戦争期の「親日」知識人も、それ以前から一貫して「親日」的であったわけではなく、むしろ1920～30年代前半にかけて民族運動・社会主義運動などにかかわってきた人物も多い。ここでは朴勝彬（1880～1943）を例に扱う。朴は、1880年、江原道鉄原に生まれ、1904年に日本に留学。帰国後は、愛国啓蒙運動に関与する一方、平壤地方法院検事となり、その後ソウルで弁護士を開業。その傍ら、民族運動家として、とくに1920年代以降、物産奨励運動、自治運動など民族主義系運動に関わったが、戦時期には戦争協力団体に関与し、創氏改名も行うなど親日的な活動を行った。朴勝彬の活動時期から、開化期～韓国併合～戦時期という長期間の変遷を追うことも可能である。朴勝彬が関与した文化運動や自治運動といった運動も、「抵抗」・「改良」・「協力」などのさまざまな要素が複雑に絡み合うという性格を有している。

外国語要旨

本 논문은 중일전쟁 시기 이후의 조선 지식인의 활동과 사상의 역사적 의미를 고찰하는 것을 목적으로 한다. 그러나 그 초점은 오히려 그 시기 이전에 맞춰진 것이다. 말할 나위도 없이 전시체제기의 조선 지식인의 활동이나 사상은 그 이전 시기와 대조함으로써 특징을 이끌어낼 수 있을 것이다. 본 논문에서 주목한 것은 전시체제기 조선 지식인의 ‘친일’성을 1) 그 이전 시기와의 연속과 단절, 2) 지식인을 둘러싼 환경의 변화의 두 가지 관점에서 논해 보았다. 구체적으로는 식민지 시기에 변호사, 교육가,

조선어언구가, 계몽운동가 등의 경력을 가진 박승빈(1880-1943)이라는 지식인의 생활개선운동, 자치운동의 실패와 기반이 된 사상에 주목하여, 그가 일본에 의한 식민지배, 중일전쟁으로 인해 어떻게 좌절해 갔는지, 좌절의 원인은 무엇이었는지에 대해 고찰하였다.

박승빈에게 자치운동은 조선인이 정치에 대한 권리를 장악하고, 민족 자립을 촉진시킬 수 있는 방법의 하나이기도 했다. 제국주의 지배하에서 조선민족은 그러한 과정을 통해서 강자가 될 수 있다는 논법이었다. 20년대 이후에 병행했던 생활개선운동도 민족 자강의 논리가 내재되어 있었다.

그러나 자치운동은 독립을 선결로 한다는 독립운동가들과 자치는 장래적 독립을 지향한다는 일본정부의 어느 쪽에서도 받아들여지지 않았다. 결국 조선의 자치가 실현되지 못한 채 전시체제기에 이르러 일본에 의한 ‘동화’의 압력은 더욱더 강해져 갔으며, 정치적 권리를 얻는 것을 포기할 수밖에 없게 되었다.

정치적 권리의 추구를 포기하면서 생활개선운동은 근대주의를 추구하는 방향으로 이루어져갔는데, 그것은 조선총독부가 수행한 생활개선운동과 궤를 같이하는 것이었다. 박승빈 등에 의한 생활개선운동도 조선총독부와와의 긴밀한 관계 속에 이루어지게 되었다. 박승빈 등의 생활개선운동은 민족 자강의 논리를 추구하면 할수록 ‘친일’의 방향으로 갈 수밖에 없었던 것이다. 물론 그 결과, 민족 자강의 길조차도 보장되지 않았다. 여기에 일본 식민지배하에서 자치운동이나 생활개선운동이 안을 수밖에 없었던 구조적 모순을 간취할 수 있을 것이다.